

災害により被害を受けられた方へ
(所得税及び復興特別所得税関係)

要事前申込
参加無料

雑損控除等説明会のご案内

令和7年9月5日の災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において、(1)「所得税法」に定める雑損控除の方法、(2)「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。

当説明会では、雑損控除等の概要や計算方法などについて分かりやすく説明します。

【開催日時】

- ①令和8年1月29日(木)：午前10時から午前11時30分
② " " : 午後2時から午後3時30分
③令和8年1月30日(金)：午前10時から午前11時30分
④ " " : 午後2時から午後3時30分

※①から④は全て同じ内容です。ご都合が良い日と時間をお申ください。

※会場収容人数の都合上、「事前申込制」とします。

※予約数上限は各回80人程度を予定しています。

※本説明会は、控除の制度等を理解するもので、申告を受け付けるものではありません。

【場所】

牧之原市榛原文化センター3階大会議室（牧之原市静波1024番地3）

【内容】

- ▶ 雑損控除等の概要
- ▶ 雑損控除等の計算方法や
申告に必要なもの
- ▶ 確定申告についてなど

【制度についての問い合わせ先】

島田税務署（個人課税部門）
0547-37-3121

「申込受付は令和8年1月22日から」

＜事前申込先＞

- ▶ 電話での申し込み

牧之原市税務課（市民税係）
0548-23-0035

- ▶ インターネットでの申し込み

 予約
フォーム

持ち物など

- ・筆記用具と電卓
- ・り災証明書
- ・災害関連支出（注1）の金額に係る領収証
- ・被災した家屋等の取得価格や建物の構造、平米数、築年数がわかるもの
- ・保険金や共済金、損害賠償金などで補てんされる金額がわかるもの（注2）など

(注1)「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊しや除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用のことです。

(注2)雑損控除等の対象となる損失額は、資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額です。